

確認同意書

申込前に「利用のご案内」をよくお読みになり、了解のうえ、各項目の確認欄にチェックしてください。
※保育の申請・利用にあたり重要な事項を記載しています。必ず全ての項目をご確認ください。

	1号認定、2号認定、3号認定共通	確認欄☑
①	市は施設型給付費・地域型保育給付費等の認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧し、その情報に基づき決定した利用者負担額及び副食費免除状況を特定教育・保育施設等に対して提示します。	☐
②	教育・保育給付認定申請の結果について、申請が集中するなど審査に時間を要し、結果の通知が申請から30日間を超える場合があります。	☐
③	<認定変更に伴う利用申込み> 【1号→2号】 利用決定後に2号認定の利用を取り下げる場合、再度1号認定の申請が必要となります。 【2・3号→1号】 2・3号認定の利用申込後に1号認定の申請をした場合、当初の2・3号認定の申込みは自動的に取下げとなります。 1号認定で施設を利用しながら2号認定を希望する場合は、再度利用申込みの手続きが必要となりますのでご了承ください。	☐

	2号認定、3号認定希望者のみ	確認欄☑
③	必ずお子さん同伴のうえ、利用希望施設の事前見学をしてください。 保育料以外に施設から実費徴収される額(入園料、給食費、バス、その他活動費)など、見学の際に施設へご確認ください。 また、お子さんにアレルギーや病氣、障がいなどがある場合、対応可否確認のため、必ず希望施設へ申告してください。	☐
④	申込みの内容が事実と異なる場合は、利用決定(あっせん)を取り消すことがあります。	☐
⑤	申込み後または利用決定後、家庭状況に変化が生じた場合には、変更申請書提出等、速やかに必要な手続きを取ってください。 手続きが行われない場合、利用決定(あっせん)の取消しまたは退園になることがあります。 (家庭状況変化の例:出産、育休取得、退職、転職、保護者の傷病、転居、世帯変更、離婚、再婚など)	☐
⑥	利用開始時に約2週間程度の慣らし保育期間が必要な場合があります。詳細な期間や時間については利用が決定した施設と調整してください。	☐
⑦	市は利用者負担額の決定及び確認にあたり、保護者、配偶者(別居の場合を含む)及び同居親族等の課税情報を関係機関に確認します。	☐
⑧	市基準に基づいた利用者負担額が生じることを了解のうえ、遅滞なく支払ってください。滞納が生じた場合は、督促等の対象となります。また、兄弟姉妹の利用申込みにあたり不利になる場合があります。	☐
⑨	申告漏れ、提出漏れ等で税情報が確認できない場合、利用者負担額は基準内の最高額で算定します。源泉徴収票や過去の税情報を基に算定可能な場合もありますが、新たな税情報が確認でき次第、差額は精算となります。	☐
⑩	生後8週経過していない児童が利用決定した場合、在籍開始はできますが、実際の利用開始は生後8週経過後となります。 在籍開始(申込月の1日)から利用開始の間は欠席扱いとなりますが、この場合でも利用者負担額は満額となりますので注意してください。 ※利用開始日が生後8週より早いまたは遅い施設もあります。詳細は希望施設へ直接問い合わせてください。	☐
⑪	万が一利用決定(あっせん)を取り下げる場合は取下届を提出してください。ただしこの場合当初の申込内容は無効となります。別施設を利用希望する場合は改めて申込み可能ですが、当初利用希望月の翌月以降分として扱います。	☐
⑫	申込みの有効期間は、利用希望月の同年度内に限ります。年度内に入園できず新年度も引き続き申込みを希望する場合は、再び申込書を提出する必要があります。	☐
⑬	<育児休業を取得中の方のみ> 利用保留となったことにより育児休業期間が延長となった場合、ハローワークでの育児休業給付金の申請に「保育所等の利用申込書の写し」が必要となります。受付後に利用申込書を返却することはできませんので、必ず受付前に利用申込書のコピーをとってください。	☐
⑭	<転園申込みをした方のみ> 転園決定後はいかなる理由があっても元の施設は退園となりますので、くれぐれも注意してください。 転園決定を辞退した場合でも同様です。	☐
⑮	<市外の施設利用(広域入所)を希望する方のみ> 希望施設のある自治体に対し、弘前市民としての申込み可否及び締切日を事前確認してください。申込み可能となれば、当市の担当窓口で必要書類を受け取り、希望施設のある自治体の締切1週間前までに当市へ提出してください。なお広域利用の場合、通常よりも結果通知日が遅れますので注意してください。	☐
⑯	<弘前市へ転入予定のため申込みする方のみ>(転入予定日: 年 月 日) 弘前市へ転入することを証明できる書類(賃貸借契約書・売買契約書のコピー等)を提出できる場合のみ、弘前市民扱いでの申込みが可能です。証明できる書類が添付できない場合は、現在お住まいの自治体にて広域利用の手続きをしてください。なお、弘前市民扱いで申し込みした場合も、利用希望月の前月末日までに転入を確認できない場合は当初の申込みが無効となりますので注意してください。仮に利用決定(あっせん)となっていた状態でも同様です。	☐

上記同意事項は、利用申込みにあたって、あらかじめ了解・同意いただく必要がある項目を記載しています。 同意いただけない項目については、事情を確認するため、事務手続きが遅れたり、利用調整ができない場合があります。	保護者署名欄	すべての項目について、同意します。 年 月 日 保護者氏名 (必ず署名してください)
---	--------	---

(担当及び提出先:健康こども部こども家庭課)